

保険金・給付金のご請求について

この冊子は、保険金・給付金のご請求手続きや、
保険金・給付金をお支払いする場合・お支払いできない場合の
事例などについてご説明しています。

I

保険金・給付金のご請求手続きについて

1
ページ

保険金・給付金の
請求手続きの流れについて知りたい

入院
手術
死亡・・・



II

お支払いする場合・ お支払いできない場合について

9
ページ

保険金・給付金のお支払いについて
具体的な事例を知りたい



III

よくあるご質問

14
ページ

保険金・給付金のご請求時に提出する書類や
誰が請求するのかについて知りたい



- ・ご請求のご案内やお支払いの手続きを円滑にするため、死亡保険金をお受け取りになる方に、受取人として指定されていることをお伝えください。
- ・転居や死亡保険金受取人の変更が必要となった場合（受取人が亡くなられた場合など）には、担当者・支社またはコミュニケーションセンターにご連絡ください。

1

ご連絡いただく前にご確認ください

詳細は 2 ページ

ご請求の際に当社からお伺いする事項をご確認ください。

2

当社にご連絡ください

詳細は 3 ページ

受取人から、担当者またはコミュニケーションセンターにご連絡いただくか、当社ホームページの「MYほけんページ」よりお手続きください。

▶「MYほけんページ」のお手続き

詳細は 4 ページ



スマートフォン
からはこちら



パソコンから

MYほけん 給付金 検索

画面の案内に沿って、傷病名、入院期間、手術名などを入力してください。

3

必要な書類をご提出ください

詳細は 6 ページ

お伺いした内容から必要な書類をご案内いたしますので、ご準備のうえご提出ください。

▶担当者・コミュニケーションセンターにご連絡いただいた場合
必要書類は担当者が撮影いたします。
(お預かりする場合があります。)

▶MYほけんページよりお手続きいただいた場合
必要書類が画面に表示されますので、
撮影し、アップロードしてください。

4

請求に関する留意事項をご確認ください

詳細は 8 ページ

保険金・給付金をお支払いするため医療機関に確認する場合があるなど、留意事項をご確認ください。

5

保険金・給付金明細をご確認ください

詳細は 8 ページ

お受け取りいただける場合は、ご指定の口座に保険金・給付金が振り込まれ、明細書がお手元に届きますので、受取内容をご確認ください。

1

ご連絡いただく前にご確認ください

ご請求の際は、主に以下のような事項をお伺いいたします。
(亡くなられた原因や入院などの原因により、お伺いする事項が異なる場合があります。)

亡くなられた場合にお伺いする事項

- 保険証券番号
- 亡くなられた方のお名前・生年月日
- 亡くなられた日・原因(病気またはケガ・事故)
- 亡くなられる前の入院などの有無
- 受取人のお名前とご連絡先

病気・ケガをされた場合にお伺いする事項

- 保険証券番号
 - 入院・手術・通院などをされた方のお名前・生年月日
 - 入院などの原因(病気またはケガ)
 - 受傷日(ケガを原因とする場合)
 - 入院の期間(入院日・退院日)、通院日
 - 手術名および手術日(手術を受けた場合)(※1)
 - 放射線治療名および実施日(放射線治療を受けた場合)
- (※1)手術を受けた医療機関などに手術の正式名称をご確認ください。



次の項目もご確認ください。

- 複数のご契約にご加入されていませんか？
- がんなど、特定のご病気ではありませんか？
- 障害状態や要介護状態にあたりませんか？



● お支払いの対象となる病気や障害状態、要介護状態などの詳細は、ご契約内容によって異なります。「ご契約のしおり 定款・約款」でご確認ください。

2

当社にご連絡ください

担当者またはコミュニケーションセンターにご連絡ください。病気・ケガをされた場合には、「MYほけんページ」より手続きいただく方法もあります。

お支払いする場合	受取人
亡くなられた場合	死亡保険金受取人（※1）
病気・ケガをされた場合	被保険者（※2） （被保険者が亡くなられた場合は） 被保険者の法定相続人

（※1）・被保険者が亡くなられた後に受取人の変更はできません。ご指定の死亡保険金受取人の変更が必要な場合は、お早めに変更手続きをお願いします。

（※2）・家族型の特約が付加されている契約で、傷病者をご家族の場合、主契約の被保険者が受取人となります。
・契約者および死亡保険金受取人が法人の場合、受取人は契約者(法人)となります。
・旧安田生命のこども保険の場合、契約者が受取人となります。

代筆でのご請求について

受取人は意思表示できるものの、手や眼が不自由などの理由により請求書などのご記入が困難な場合、当社職員が確認のうえ、配偶者や3親等以内の親族の代筆により、ご請求いただけます。また、当社職員による代筆によりご請求いただける場合もあります。



代理請求について

被保険者ご自身にご請求できない特別な事情がある場合、(指定)代理請求人が被保険者に代わって保険金・給付金などをご請求いただけます。(代理請求特約が付加されているか、約款に規定がある場合に限りです)

被保険者が連絡できない特別な事情とは

例1 被保険者が意思表示できない場合

被保険者が事故や病気で寝たきりなどの状態になり、保険金・給付金などのご請求を行なう意思表示ができない場合



例2 被保険者が病名を知らない場合

被保険者が「がん」などの病名や余命6ヵ月以内であることを知らされていないため、保険金・給付金などを請求できない場合





▶「MYほけんページ」のお手続き



「MYほけんページ」は、スマートフォンやパソコンからご利用いただけるお客さま専用サイトです。

ご登録いただくと、以下の機能がご利用いただけます。

各種お手続き

- ・保険金・給付金請求
- ・保険の設計プランの確認
- ・お金の借入れ/返済
- ・契約の申し込み
- ・MY健活レポートの確認
- ・住所変更 など

ご契約内容の確認

- ・ご契約内容の照会
- ・解約返戻金の照会
- ・主なお手続き履歴の確認 など

<ご利用時間>

平日 3:30～翌3:00 / 土曜 3:30～ 23:00 / 日曜 8:00～翌3:00

※保険金・給付金請求のご利用時間は、旧安田生命のご契約が含まれる場合、8:00～21:00（日曜・祝日は9:00～21:00）となります

※祝日は当日の曜日どおりご利用いただけます

※12月31日～1月3日および5月3日～5日の間はシステムメンテナンスのためご利用いただけません

※一部、メニューやご利用いただく商品種類によってご利用時間が変わります

MYほけんページから保険金・給付金請求

請求できる場合

- 「契約者＝被保険者」のご契約
- 保険契約が有効のご契約
- 以下の保険金・給付金の請求の場合
入院給付金、がん保険金 など

※ご契約の状態によりご請求できない場合があります

請求できない場合

- 「契約者≠被保険者」のご契約
- 保険契約を解約後に請求する場合
- 以下の保険金・給付金の請求の場合
死亡保険金、介護保険金、給与・家計サポート給付金 など

※「契約者≠被保険者」のご契約の被保険者に、「契約者＝被保険者」のご契約がある場合は、MYほけんページからの請求が可能です

お手続き前のご確認

- MYほけんページから保険金・給付金請求のお手続きをすると、お支払いやご連絡は登録された「送金口座」「メールアドレス」「住所」に行ないます。
- お手続きの前にMYほけんページに登録されている「送金口座」「メールアドレス」「住所」などをご確認ください。
- 登録内容の確認・変更は「MYほけんページ」トップページ ⇒ 「わたしのほけん」からお手続きできます。

お手続きのながれ

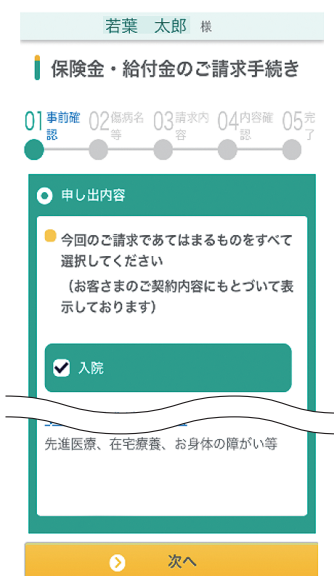
動画はこちら



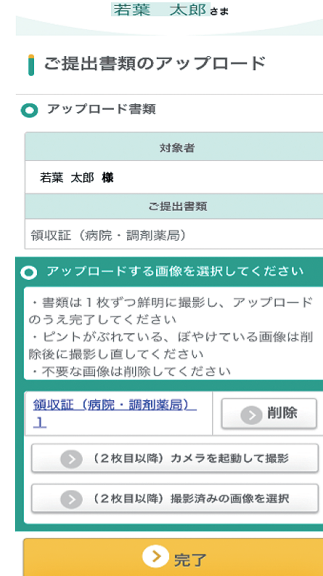
- ①ログイン ⇒ 右上の三本線マーク ⇒ お手続き ⇒ 保険金・給付金の請求とお進みください



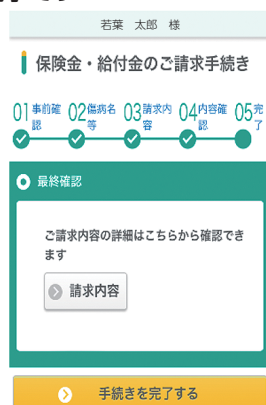
- ②ご請求内容の入力
傷病名、入院期間などを画面の案内に従いご入力ください



- ③書類のアップロード
領収証などを撮影し、アップロードしてください



- ④手続完了
入力内容を確認し請求手続完了です



- ⑤受付完了メール
請求手続きの受付が完了しましたら、メールでお知らせします

請求を受け付けました



- ⑥手続完了メール
手続きが完了しましたらメールでお知らせします
詳細は通知等をご確認ください

手続きが完了しました



3

必要な書類をご提出ください

ご案内した書類をご準備いただき、当社へご提出ください。



- 書類のご提出は、お客さま自身で撮影しMYほけんページにアップロードする方法と、担当者と面談し担当者が撮影する方法があります
- 書類取得にかかる費用はお客さまのご負担となります
- 複数の入院や通院をまとめて請求される場合は、古いものから順にご請求ください。ご請求の順番が逆転することにより、お手続きに時間がかかったり、お支払い金額が変わる場合があります

下記はあくまで一例です。ご請求内容などによって、下記以外に必要となる書類がございます。ご請求の際には、必ず事前に必要書類をご確認ください。

死亡保険金	
【必要書類】〈例〉 ・ 当社所定の請求書 ・ 死亡診断書・死体検案書(コピー)	▶ 死亡保険金受取人が亡くなられている場合 死亡保険金受取人の法定相続人からご請求ください。その場合は相続人が確認できる戸籍謄本のご提出が必要です。
入院給付金	
【必要書類】〈例〉 ・ 当社所定の請求書 ・ 保険医療機関発行の領収証	▶ 給付金の簡易なご請求手続き 所定の基準を満たす場合には、診断書に代えてお客さまにご記入いただく報告書と医療機関発行の領収証などによりご請求いただけます。

以下の書類をご準備いただく場合には、ご注意ください。

受取人の戸籍謄(抄)本	<ul style="list-style-type: none"> • 市区町村役場で交付を受けてください。(コピー可) • 戸籍謄本に代えて、住民票などでご請求いただける場合がありますので、請求時の案内をご確認ください。 以下の場合も戸籍謄本などの提出をお願いします。 <ul style="list-style-type: none"> • 受取人が未成年の場合の親権者確認 • 結婚などにより保険証券などの名前から変更があった場合の本人確認
保険医療機関・保険薬局発行の領収証	<ul style="list-style-type: none"> • 診療報酬点数・調剤報酬点数が記載された領収証の原本をご準備ください。 • 「給付金の簡易なご請求手続き」の場合や「公的医療保険制度の保険給付の対象」を支払事由としている給付金のご請求の場合などに必要です。 ➡ 7ページ 1 もご確認ください。
当社所定の診断書	<ul style="list-style-type: none"> • 担当医の証明をいただき、原本をご準備ください。 • 当社所定以外の診断書でもご請求いただける場合があります。 ➡ 7ページ 2 もご確認ください。

必要な書類の補足

1 領収証保管のお願い

- 以下の場合、保険医療機関、保険薬局の窓口で発行された領収証が必要となります。
 - ・ 公的医療保険制度の保険給付の対象となる療養がお支払いの対象となる給付金（入院治療給付金、通院治療給付金など）を請求される場合
 - ・ 通院にかかる給付金を請求される場合
 - ・ 「給付金の簡易なご請求手続き」で請求される場合

【領収証見本(例)】

領 収 証										
患者番号		氏 名								
1234		〇〇 〇〇 様								
受診科	入院	領収書No.	発 行 日	費 用 区 分	負担割合	本家	区 分			
外科	入院	012345	〇年〇月〇日	〇〇〇〇	3割	本人				
保 険	初再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検査	画像診断	投 薬			
	0点	13,280点	0点	0点	2,235点	348点	1,519点			
	注 射	リハビリテーション	精神科専門療法	処 置	手 術	麻 酔	放射線治療			
	822点	0点	0点	1,804点	22,890点	1,046点	0点			
病理診断	診断分類(DPC)	食事療養	生活療養							
0点	0点	17,280円								
保 険 外 負 担	先進医療	差額室料	その他							
	円	27,000円	円							
		保 険		保 険 (食 事 生 活)		保 険 外 負 担				
		合 計		438,440円		17,280円		27,000円		
		負担額		131,830円		7,020円		27,000円		
		領収額合 計		165,850円						
東京都〇〇区〇〇 〇-〇-〇 〇〇〇病院 〇 〇 〇 〇 〇 〇 領収印										

医療機関発行の領収証などに「被保険者記号・番号」「保険者番号」が記載されている場合は、当該箇所にマスキング(黒塗り)をしてご提出ください。



2 診断書など費用負担のお願い

- 傷病名や手術の方法など治療内容を確認しますので、当社所定の診断書のご提出をお願いします。ただし、保険金・給付金を全くお支払いできなかった場合には、診断書取得費用相当額として以下の金額をお支払いします(※1)。

書類名	金額(1通につき)
入院・手術証明書(診断書)、在宅医療証明書(診断書)	5,800円
診療証明書、総合障害診断書	7,500円
通院証明書、特定損傷治療証明書	3,300円

(※1) 以下の場合には診断書取得費用相当額をお支払いいたしません。

- ・ 免責事由・告知義務違反などに該当する場合
- ・ 保険金・給付金を一部でもお支払いした場合
- ・ 「診療報酬点数証明書」「調剤報酬点数証明書」の場合



3 個人番号(マイナンバー)・法人番号申告について

- 生命保険会社では、税務署に提出する支払調書にお客さまの「個人番号(マイナンバー)または法人番号」を記載することが義務付けられています。保険金などのご請求の際は申告にご協力ください。
- 上記のほか、死亡保険金をお支払いする場合などでは、亡くなられた方の個人番号(マイナンバー)の申告をお願いする場合があります。亡くなられた方の個人番号カードや通知カードがお手元にある場合は、ご協力ください。

4

請求に関する留意事項をご確認ください

ご提出いただいた書類の内容を当社にて確認いたします。治療の経過・内容、障害の状況、事故の状況などについて、保険金・給付金をお支払いするための確認(医療機関への確認を含みます)をさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、確認期間中も保障は継続しておりますので保険料はお払い込みいただけます。

お支払いまでの期間について

- 提出された内容に不足や不明点がない場合には、請求書類が当社に到着した日の翌営業日から**5営業日以内**(※1)にお支払いします。ただし、内容の確認などによりお支払いまでの期間が5営業日を超える場合があります。その際は遅延利息をお支払いします(※2)。
- 「**保険金・給付金をお支払いするための確認**」を行なう場合、特別な照会や調査などが必要な場合を除いて、請求書類が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて、**45日以内**にお支払いします。ただし、医療機関への確認には、面談予約が必要などの理由で多くの時間を要する場合があります。お支払いまでの期間が45日を超えることがあります。その際は遅延利息をお支払いします。
(※1)2010年3月1日以前のご契約など、「翌日から5日以内」と定めている場合もあります。詳しくは「ご契約のしおり 定款・約款」をご確認ください。
(※2)新しい事実に基づき再査定をした場合は、遅延利息の起算日を再設定します。

未払込保険料がある場合の保険金・給付金のお支払いについて


- 未払込保険料がある場合には、**保険金・給付金から未払込保険料分を差し引いてお支払いします**(※3)。
(※3)保険金・給付金から未払込保険料が差し引かれている場合でも、お支払いの時期によっては差し引いた分の保険料が口座からも引き落とされるときがあります。口座から引き落とされた保険料は、次回分の保険料へ充当するか、後日返金いたします。

5

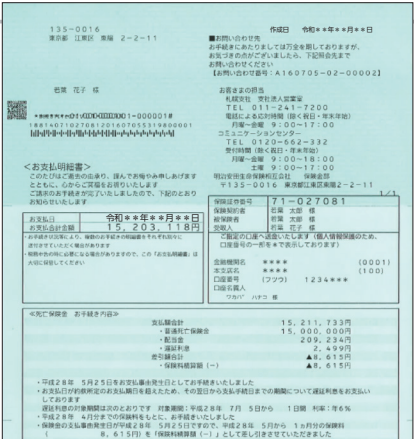
保険金・給付金明細をご確認ください

保険金・給付金は、ご請求時に指定いただいた金融機関口座に送金いたします。支払明細書が届きましたらお支払金額などをご確認ください。

(イメージ)



- 入院期間や手術日など、お支払いの対象となった保険金・給付金について記載しています。
- 約款の規定により給付金の一部がお支払いできない場合などは、その理由を記載しています。
- ご不明点などございましたら、担当者・支社またはコミュニケーションセンターにご連絡ください。





保険金・給付金をお支払いできない主な場合には、以下があります。

保険金・給付金をお支払いできない場合には、その理由について支払明細書などでご説明いたします。

支払事由に該当しない場合

- 高度障害保険金や入院給付金など(死亡保険金を除く)について、当社が保障の責任を開始する前に生じた不慮の事故や病気を原因とする場合
- 入院した日数が約款に定めた日数に満たない場合
- 約款に定めた支払日数の限度まですでに入院給付金をお支払いしている場合
- 入院先が約款に定める医療機関でない場合
- 「手術」が約款に定める「手術の種類」にあてはまらない場合 など

免責事由に該当した場合

- 責任開始時後、所定の期間内で自殺した場合
- 災害死亡保険金において、被保険者に重大な過失があった場合 など

告知義務違反による解除の場合

- 契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、告知内容が事実と相違する場合

重大事由による解除、詐欺による取り消し・不法取得目的による無効の場合

- 保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こした場合
- 契約者、被保険者または保険金・給付金の受取人が、暴力団など反社会的勢力に該当すると認められる場合 など



- ・ 特別条件が適用されたご契約は、保険金・給付金が削減される場合や、お支払いできない場合があります。
- ・ がんなどを保障するご契約で、ご加入直後(責任開始日からその日を含めて90日以内)に「がん」と診断確定された場合などにあてはまるときは、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

お支払い結果にご相談がある場合

1

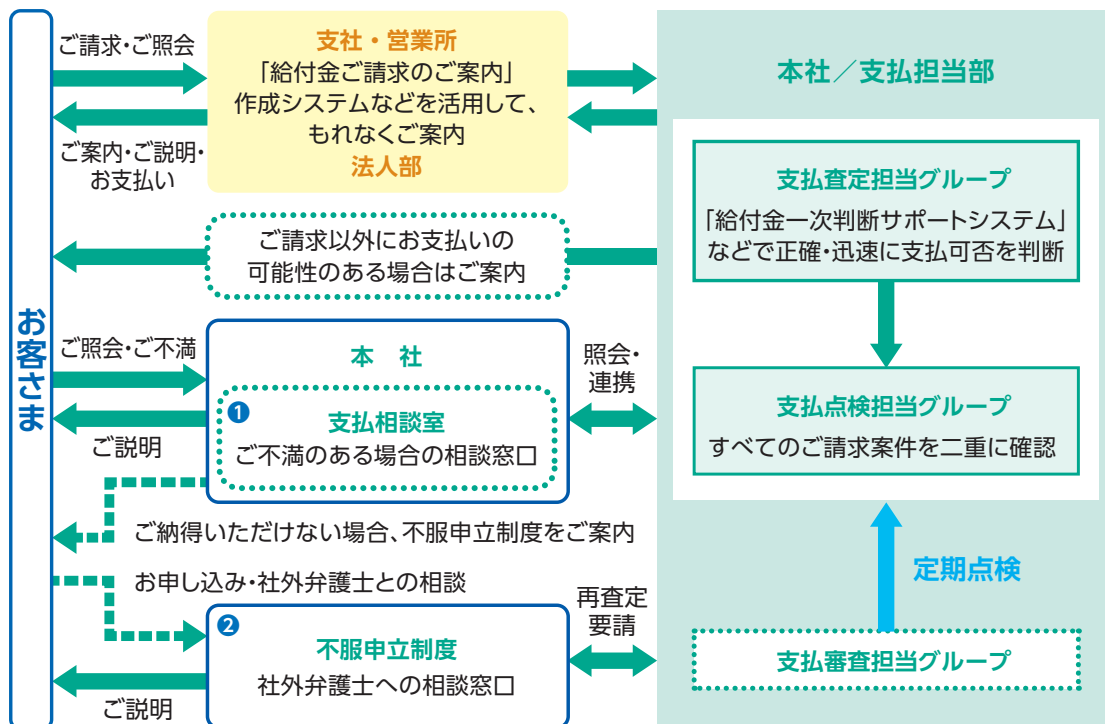
お支払いに関するご照会・ご不満などにお応えするため、ご相談窓口「支払相談室」(下図①)を設置して対応しています

2

お支払いに関して、「支払相談室」の説明では納得いただけない場合、社外弁護士が第三者の立場からご相談をお受けする制度「不服申立制度」(下図②)を設けています

- 社外弁護士とのご相談をご希望の方は、「支払相談室」にお申し出ください。不服申立制度をご紹介します。
- なお、一部制度対象外とさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

【参考】「確かなお支払い」をするためのチェック体制(抜粋)



・ご契約の時期や内容により、本冊子に記載の事例と約款の内容が異なる場合がありますので、必ずご契約内容をご確認ください。

お支払いする場合・お支払いできない場合の事例は次ページ以降をご確認ください。





事例 1

入院治療給付金のお支払い (公的医療保険適用の有無)

入院治療保障特約の例



お支払いする場合

- 健康診断で胃かいようと診断され公的医療保険制度における保険給付の対象となる入院をしたケース。
- 自宅の階段を踏み外して右足を骨折し、公的医療保険制度における保険給付の対象となる入院をしたケース。



お支払いできない場合

- 工事現場で業務中のケガにより入院し、労災保険(労働者災害補償保険)の適用を受けたケース。
- 労災保険(労働者災害補償保険)が適用された入院は公的医療保険の給付対象とならないため、入院治療給付金はお支払いできません。

「入院治療保障特約(2021)」
の場合は ○ となります

「入院治療保障特約(2021)」は、「入院治療保障特約」の支払事由を拡大し、自由診療や労災保険(労働者災害補償保険)などの場合も支払対象としました。

事例 2

通院治療給付金・通院治療一時金のお支払い (公的医療保険適用の有無)



退院後通院治療保障特約の例



お支払いする場合

- のうこうそく 脳梗塞で入院給付金が支払われる入院をし、脳梗塞の治療のため、公的医療保険制度の対象となる通院を、退院日の翌日から180日間経過するまでにしたケース。



お支払いできない場合

- 胃がんで入院給付金が支払われる入院をしたが、胃がんの自由診療の治療を受けるため通院したケース。
- 自由診療による通院は公的医療保険の給付対象とならないため、通院治療給付金および通院治療一時金はお支払いできません。

「退院後通院治療保障特約(2021)」
の場合は ○ となります

「退院後通院治療保障特約(2021)」は、「退院後通院治療保障特約」の支払事由を拡大し、自由診療や労災保険(労働者災害補償保険)などの場合も支払対象としました。



事例 3

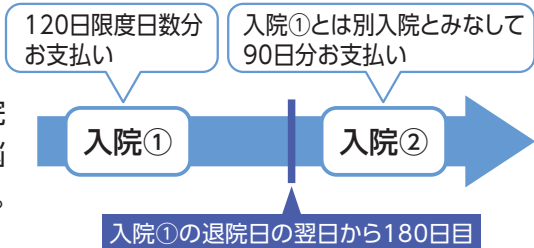
入院給付金のお支払い (支払日数の限度)

入院特約(120日型)の例



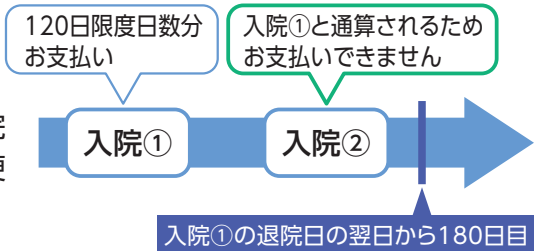
お支払いする場合

- 脳梗塞のうこうそくで130日入院(入院①)、退院日の翌日から180日経過後に再度脳梗塞で90日入院(入院②)したケース。



お支払いできない場合

- 脳梗塞のうこうそくで130日入院(入院①)、退院日の翌日から180日以内に再度脳梗塞で入院(入院②)したケース。



事例 4

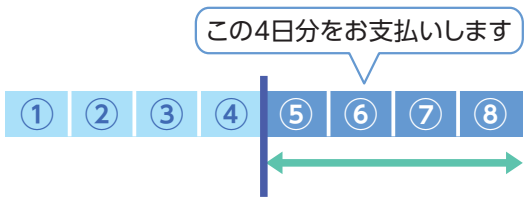
入院給付金のお支払い (入院日数の条件)

入院保障特約(A)の例
(1987年4月2日以降の契約)



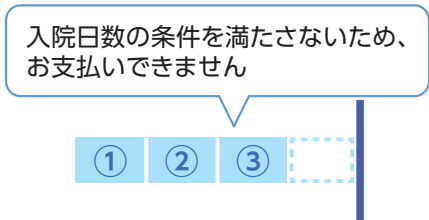
お支払いする場合

- 胃かいようで8日入院したケース。
(継続した5日以上入院について、入院5日目以降の入院がお支払いの対象となります)



お支払いできない場合

- 胃かいようで3日入院したケース。
(継続した5日以上入院について、入院5日目以降の入院がお支払いの対象となります)





お支払いする場合

- 糖尿病で30日入院したケース。
- 脳梗塞で20日入院し、退院日と同日または翌日に自宅で医師の訪問による計画的な治療を継続して10日以上受けたケース。



お支払いできない場合

- 胃かいようで5日入院したケース。
→ 所定の就業制限状態が30日継続していないため、お支払いできません。
- 骨折で10日入院後、医師の安静指示により30日自宅で静養したケース。
→ 所定の就業制限状態における「定期的な訪問診療による在宅医療」(以下「在宅医療」と記載)は、医師から自宅で静養するようにと指示されただけでは該当しないため、お支払いできません。



お支払いする場合

- 右下腹部に圧痛があり虫垂炎と診断され、虫垂を摘出する手術(虫垂摘出術)を受けたケース。
- 出産時に帝王切開が必要と診断され、帝王切開術を受けたケース。
- 乳がんの治療のため、新生物根治放射線照射を受けたケース。
- 内視鏡的大腸ポリープ切除術を受け、60日経過後に同じ手術を受けたケース。



お支払いできない場合

- 埋伏歯^{まいふくし}の摘出(親知らずの摘出など)のため、抜歯術を受けたケース。
- 腎疾患の検査のため、全身麻酔をし腎生検^{せんし}(穿刺)を受けたケース。
→ 抜歯術・腎生検(穿刺)は約款の手術給付表に定める手術ではないため、お支払いできません。
- 内視鏡的大腸ポリープ切除術を受け、60日以内に同じ手術を受けたケース。
→ 施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする手術のため、1回目はお支払いしますが、2回目はお支払いできません。



手術給付表や給付割合などをご契約の時期や内容により異なります。
必ずご契約内容をご確認ください。



Ⅲ よくあるご質問

Q1 死亡保険金や入院給付金などは誰が請求するのですか？

A1

死亡保険金は指定されている死亡保険金受取人が、入院給付金などは原則として被保険者がご請求ください。

Q2 死亡保険金受取人が亡くなった場合、必要な手続きはありますか？

A2

死亡保険金受取人が亡くなられた場合は、必ず受取人変更手続きをしてください。担当者・支社またはコミュニケーションセンターまでご連絡ください。

Q3 入院中に入院給付金を請求することはできますか？

A3

入院給付金は、入院中でもご請求いただけます。入院中のご請求の場合、退院給付金・入院治療給付金などは、お支払いできないことやお取扱いが異なることがあります。

Q4 病院へ診断書を作成依頼する際の手数料などは誰の負担となりますか？

A4

診断書を作成依頼する際の手数料などは、お客さまのご負担となります。ただし、保険金・給付金を全くお支払いできなかった場合は、診断書取得費用相当額として所定の金額をお支払いすることがあります(7ページ)。

Q5 診断書のコピーによる請求はできますか？

A5

お客さま自身がコピーした診断書による手続きが可能です。ただし、「総合障害診断書」「診療証明書」は原本のご提出が必要です。

お問い合わせ窓口 (お問い合わせの際は保険金・給付金の受取人からご連絡ください)

保険金・給付金などのお手続きに関するご照会

- **担当者・支社にご連絡ください。**
- 担当者・支社がご不明な場合は、「コミュニケーションセンター」にご照会ください。

コミュニケーションセンター



0120-662-332

月曜～金曜 9:00～18:00 / 土曜 9:00～17:00
(いずれも祝日・年末年始を除く)

死亡保険金・入院給付金などのお支払結果に関するご相談

- **担当者・支社にご連絡ください。**
- 担当者・支社によるご説明で納得いただけない場合には、「支払相談室」にご相談ください。

支払相談室



0120-375-338

月曜～金曜 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

※「支払明細書」など、お支払結果のわかる書類をお手元にご準備のうえお電話ください。

※ご相談の内容によっては、ご回答にお時間をいただく場合がございます。

- ・生命保険募集人は、お客さまと明治安田生命の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して明治安田生命が承諾したときに有効に成立します。
- ・この資料は、「保険設計書（契約概要）」の補助資料であり、支払事由や制限事項のすべてを記載したものではありません。保険商品をご検討いただく際には、「保険設計書（契約概要）」を必ずご確認ください。なお、ご契約の際には、「保険設計書（契約概要）」、「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」、「ご契約のしおり 定款・約款」を必ずご確認ください。

当社ホームページでもこの冊子をご覧いただけます

明治安田生命保険相互会社

〒100-0005

東京都千代田区丸の内2-1-1

TEL 03-3283-8111 (代表)

ホームページ <https://www.meijiyasuda.co.jp/>



担当者



このマークは、色覚の個人差を問わずできるだけ多くの人に見やすいカラーユニバーサルデザインに配慮して作られた印刷物、製品等に表示できるマークです。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。